

## 『要件事実マニュアル（第6版）第2巻』正誤表

本書第1刷（令和2年12月10日刊）につきまして、下記箇所には誤りがございましたので、お詫びして訂正いたします。

修正箇所	誤	正
158 頁 3 行目	当該 <u>取消し</u> の前に履行が	当該 <u>解除</u> の前に履行が
187 頁 4 行目	法 <u>597</u> 条 2 項の適用を避ける	法 <u>598</u> 条 2 項の適用を避ける
381 頁 12 行目	<u>損害</u> が不法行為を構成すること	<u>加害行為</u> が不法行為を構成すること
403 頁 10 行目	具体的に <u>予見可能する</u> などの	具体的に <u>予見可能である</u> などの
403 頁 11・12 行目	<u>最三小判平成 28 年 3 月 1 日民集 70 卷 3 号 681 頁</u>	<u>最一小判平成 27 年 4 月 9 日民集 69 卷 3 号 455 頁</u>
432 頁 5 行目	債務の承認（民 <u>153</u> I）	債務の承認（民 <u>152</u> I）
435 頁下から 2・1 行目	損害保険料算出機構である（ <u>例外的に JA 共済の関係は JA 共済連が行う</u> ）（佐久間＝八木・	損害保険料算出機構である（佐久間＝八木・
436 頁下から 3 行目	損害保険料算出機構（ <u>又は JA 共済</u> ）に対し、	損害保険料算出機構に対し、